

◎新潟県告示第790号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年7月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-[(4-エトキシフェニル) メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル) エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：E t o n i t a z e p i p n e、N-P i p e r i d i n y l E t o n i t a z e n e）及びその塩類
- (2) (2R, 3R)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン（通称名：3-C P M、3-C h l o r o p h e n m e t r a z i n e）及びそれらの塩類
- (3) N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：4 F - A B I N A C A、4 F - A B U T I N A C A）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和5年7月1日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。